

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件（鹿児島県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していた
 必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については受付担当課（統括）までお問い合わせ下さい。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続を行っている場合がありますのでご了承願います。

【お問い合わせ先】
鹿児島県（奄美市・大島郡を除く）
 鹿児島市山下町13番10号
 九州財務局 鹿児島財務事務所 管財課
 電話：099-226-6155

【お問い合わせ先】
鹿児島県（奄美市・大島郡）
 奄美市名瀬矢之脇町26番1号
 九州財務局 鹿児島財務事務所 名瀬出張所 統括国有財産管理官
 電話：0997-52-0728

令和7年1月14日現在

整理 番号	所在地	登記 地目	面積 (平方メー トル)	買受要望		借受要望					備考	
				買受 要望	買受参考価格（※1）		貸付けの種類			借受可能 期間		借受要望 受付期間
					前回入札時の 最低売却価格 (円)	前回入札 の公示日	一時 貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期借地 権の設定に よる貸付け (※4)			
1	鹿児島市喜入町7991番14	宅地	196.00				○			個別照会	随時	
2	鹿児島市喜入前之浜町8059番1	宅地	327.17				○			個別照会	随時	
3	鹿児島市新栄町2411番56	宅地	896.67				○			個別照会	随時	建物あり
4	鹿児島市南部元町1800番6 外1筆	宅地 公衆用 道路	379.61 277.09の 持分14分の1				○			個別照会	随時	
5	鹿屋市西原4丁目10127番2 外1筆	雑種地	2,627.11				○			個別照会	随時	
6	出水市米ノ津町1003番	宅地	775.79	○	4,770,000	R1.11.19	○	○		個別照会	随時	
7	いちき串木野市大里字原山馬場3295番1	雑種地	611.57				○			個別照会	随時	
8	伊佐市大口里字竿境2235番1	宅地	227.02				○			個別照会	随時	
9	肝属郡錦江町城元字堀ノ内5460番2	宅地	297.59	○	480,000	H29.12.14	○	○		個別照会	随時	
10	熊毛郡屋久島町安房字新町136番7	宅地	903.38				○			個別照会	随時	
11	大島郡龍郷町久場字浜田36番1	雑種地	5,651.87				○			個別照会	随時	
12	大島郡喜界町大字中間字住吉の下7番	雑種地	748.55				○			個別照会	随時	
13	大島郡徳之島町亀津字上当3260	雑種地	157.25				○			個別照会	随時	
14	大島郡徳之島町亀津字古珍郷2878	宅地	72.99				○			個別照会	随時	
15	大島郡徳之島町亀津字峯窪3299	雑種地	117.22				○			個別照会	随時	
16	大島郡天城町大字平土野37番8	雑種地	73.56				○			個別照会	随時	
17	大島郡天城町大字松原字宝当458番	雑種地	675.23				○			個別照会	随時	

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。